

平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 日 本 伸 銅 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 崎 仁 郎  
コ ー ド 番 号 5753 (東 証 第 二 部)  
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 木 本 道 隆  
(TEL 072-229-0346)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 18 年 1 月 16 日に開催された取締役会において買収防衛策を導入して以来、毎年更新してまいりました。

さて今般、平成 27 年 6 月 26 日開催の株主総会終了後の取締役会において買収防衛策の有効期限を更に 1 年間延長することを決議いたしましたのでお知らせいたします。内容の詳細は次葉のとおりで仕組上の変更はありません。

以上

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（平成27年7月更新分）

当社は、経営の理念として基本精神を定め、長期的な安定成長を指向した経営を行っておりますが、現在、企業価値の向上を目指し、実現に向け活動しております。

その内容の主なものは「当社グループ社員一人当たり経常利益が、常に300万円以上、且つ、前年と比較して常に増加することを目指します」等であります。

これらの重要課題を中心とした中期経営計画を着実に実行していくことが当社の企業価値を中・長期的に向上させ、ひいては長く株主の皆様のご期待に応えることになると確信しております。

そして当社の中・長期的な企業価値向上のためには、万一、濫用的な買収者によって実行中の施策や方針が不合理に頓挫させられることのないように、適切かつ合理的な措置を講じておく必要があると考えます。また、時として濫用的な当社株式の買収が、株主の皆様にも不利益を与える恐れがあります。したがって大規模買収者が現れた場合に、株主の皆様が買収に応じるか否かについて適切な判断を行えるよう必要かつ十分な情報が株主の皆様を提供される必要があります。

そこで、当社は、平成18年1月16日に開催された取締役会におきまして、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針につき決定し、内容を更新し現在に至っております。

### 1. 基本的な当社の考え方

会社経営に重大な影響を及ぼす大規模買付行為がなされた場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

当社は、昭和13年創業の伸銅品メーカーであります。平成27年3月期の連結売上高は 162億円と黄銅棒・線業界では有力な地位を占めております。創業以来70余年間に培った高品質と安定供給体制の完備により、当社製品は多数の優良機械・金属部品メーカー等のユーザーに支持され、信用を築いてまいりました。現在は電子素材のコネクター線や環境対応製品の開発など需要家のニーズに積極的に対応しております。従いまして、当社の経営にあたっては、黄銅棒・線に関する永年に亘るノウハウの蓄積と豊富な経験および新工場に関する知識、ならびに取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係等への十分な理解が不可欠であります。これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えます。

しかしながら、大規模買付行為が突然になされた場合、大規模買付者の提示する当社株式の買付価格(株主の皆様にとっては売却価格)が妥当か否かを、株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

さらに、当社株式を売却せずそのまま継続的に保有するお考えの株主の皆様にとっても、大規模買付者が指向する当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等(当社の取引先、関係会社、従業員等のステークホルダーとの関係についての方針を含む)は、株主の皆様が継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。

同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような見解を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となるものと考えます。

以上から、当社取締役会は、大規模買付行為に対しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断に必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。

当社取締役会は、大規模買付者から上記の情報が提供された後に、必要に応じて外部の専門家の助言を得ることを含め、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始すると共に外部有識者の意見を最大限に取り入れ、慎重に検討したうえで見解を公表いたします。また、必要であれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

このようなプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の見解を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から提案がなされた場合にはその案をご検討いただくことが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

以上から、当社取締役会は、大規模買付行為が上記見解に基づく合理的なルールに従って行われることが、当社および株主の皆様全体の利益に合致すると考え、事前情報提供に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を次のとおり設定することにいたしました。

## 2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様との判断および当社取締役会としての見解形成のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループの概要(大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的および内容
- ③買付価格の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下、「買付後経営方針等」といいます。)

また、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要も明示していただきます。

当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき大規模買付情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して大量買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様との判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を

開示します。

つぎに、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えております。

したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じて外部専門家の助言を受け、提供された大量買付情報を十分に評価・検討し、外部有識者の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめ公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### 3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。

当社株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する見解や代替案をご検討いただき、株主の皆様のご自身の判断に委ねられます。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社および当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合(買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、取引先や従業員等のステークホルダーの利益を損なう結果、当社の企業価値を著しく損なうもの、買収者の主な目的が、当社の主たる事業の経営以外にあると認められるものなど)には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

当該大規模買付行為が当社および当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社および当社株主全体の利益に与える影響を検討し、外部有識者(3名以上で諮問委員会を構成する。)の意見を最大限尊重した上で決定することといたします。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株

主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

#### 4. 株主・投資家に与える影響等

##### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の見解を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。

これらにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

##### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、前記のとおり会社法その他の法律および当社定款により当社取締役会の権限として認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることはまったく想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、つぎのとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

#### 5. 大規模買付ルールの有効期限

上記対応方針の有効期限は、2016年7月31日までとします。ただし、2016年6月に開催される定時株主総会終了後2016年7月31日までに開催される当社取締役会において、上記対応方針を継続することを決定した場合、上記対応方針の有効期限は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

また、上記対応方針を継続することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせします。

なお、当社取締役会は、上記対応方針を継続することを決定した場合であっても、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、上記対応方針を随時見直していく所存であります。

## 6 . 不適切な支配防止のための取り組みについての取締役会の判断

大規模買収者に要請する大規模買付ルールに基づく各種資料の開示を通じて、当社に対する大規模買収者の概要、具体的な資金スキームおよび買収後の当社に対する経営方針等々が明らかになり、株主の皆様は判断材料が充実したものになります。

当社取締役会としては、上記の対応方針は、上記基本方針および当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、当社の取締役の任期は1年であり、上記「株式会社の支配に関する基本方針」は必要に応じて見直すこととしております。

注1 : 特定株主グループとは、

当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)または買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます)を行う者とその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)および特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2 : 議決権割合について、

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済み全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

以上

株主割当により新株予約券を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は2株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、5,000万個を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回に亘り新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は2円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、当社の株式を取得または保有することが当社および当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。）に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

## 諮問委員会の委員

当社の諮問委員は、取締役会で定めた規定「諮問委員会」に基づき選任され、委員会を運営しております。

現在の委員 3 名の氏名は次のとおりであります。

1 . 北尾 治雄氏

略歴：元東海銀行 支店長  
元東海証券 取締役

2 . 藤谷 和憲氏

略歴：弁護士（しんらい総合法律事務所）

3 . 長野 隆司氏

略歴：元ユニファースアルミ 取締役  
元ACE21 取締役社長

なお、上記の委員と当社との間には、特別の利害関係はありません。